

憲章 1 条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

武田邦彦様から頂いたご意見

第一条「解決に向けて、・・・平和利用に徹する」という文章のつながりは、むしろ「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」というのはどうでしょうか？「平和利用」は限定項目であり、行動は「解決に努める」のでは無いかと存じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

文章表現についてのご意見です。特に平和利用を強く表現したかったため、このような順序としたのですが、確かに文章のつながりから、ご指摘の方が良いので、採用させていただきます。

「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」

宮沢龍雄様から頂いたご意見

憲章の 1 番目の「平和利用」はここにあげるべき性質のものでしょうか？全文には“法令・規則を遵守”というくだりがありますのでくどくなる事と、外国籍の会員、特に核保有国の会員はどうすれば良いのか判らなくなるのではないのでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

たしかに我が国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。しかしこの条文の意味は原子力基本法を守ることだけを意味するものではありません。行動指針 1 - 2 . で述べているように、「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加してはならない」のです。将来、原子力基本法が改悪され、我が国も法的には核兵器開発を認める恐れも皆無とはいえないかもしれません。そのようなことがあろうとも会員は平和利用に徹することを要求しているのが本条文であり、重い規定であることを会員は理解しなければならないと思います。なお、この条文は当然外国籍の会員にも適用されます。核兵器保有国において核兵器開発に携わっている外国人は、自らの尊厳と名誉に基づきそれをやめない限り入会できません。

匿名希望 F 様から頂いたご意見

憲章の第 1 項目に「会員は、原子力の平和利用に徹する」という項目があり、会員は原子力の平和利用に徹しなければいけないとあります。それと同時に核兵器の製造・開発等に携わってはいけないとあります。

ひところ、原子力の研究者に「核兵器の製造や開発に携わらない」という趣旨の誓約（署

名)をしてもらうという運動が流行っていたことがあります。この運動は、新聞などでも取り上げられ、メディアからの好意的な反応などもありましたが、私の知る限りでは研究者全員に好意的に受け止められてはいませんでした。「いかなる状況でも核兵器の製造に携わらないとは言い切れない」「殺されるよりは核兵器を作る方がいい」というような意見を言う者が多かったようです。

この運動の是非はともかく、「核兵器の製造に携わるか」という問題は非常に重いテーマだと思います。核兵器が人を殺すことを目的とした兵器であることは間違いのないのですが、そのことで「核兵器の製造」を悪と決めつけていいのでしょうか。たとえば、学会誌の4月号の「倫理規定案」に関する議論の中では「自衛のための兵器は認められるべき」とあります。それなら、「抑止力としての核兵器は認められないのか?」という議論があってもおかしくないと思います。倫理規定に入れる以上は、この件に関して、徹底的に議論すべきだと思います。

核兵器に関する議論は、日本ではあまりにタブー視されてきた結果、まだしっかりとした国民的議論も尽くされていないと思いますし、コンセンサスも得られていないと思います。核兵器を肯定するような発言が非常に危険視されるような風潮があるので、その結果、核兵器を絶対的な悪と決めつける意見しかでてこないと思うのです。私が周囲の人間と話をした限りでは、現在の日本が核兵器は持つべきでない、ということでは意見は一致しますが、未来永劫にわたっても持つべきでないか、国の安全が脅かされる事態になってもそうか、ということでは意見は大きく分かれます。

私は議論を尽くさないままに、早々に「核兵器の製造・開発には携わらない」ことを、ある意味で学会員に「強要」することに抵抗を感じます。日本で原子力の研究をしている以上は、日本原子力学会員にならないことはほとんどあり得ないことです。たとえば、私自身が日本原子力学会から退会することはほとんど考えられませんが、その学会が「会員は核兵器の製造・開発に携わってはならない」と規定するのは、「核兵器=悪」という考え方を強要されているように感じます。

いやしくも「倫理」という以上は、個人の考え方や価値観にとらわれない普遍的なものであるべきであると考えます。日本原子力学会の倫理規定ですから、日本人の価値観が多少は入り込むべきとは考えますが、倫理とは究極的には民族・宗教を問わず誰にも受け入れられるべきものであるべきではないでしょうか。たとえば、外国人がこの日本原子力学会の「倫理規定」を見た時には、あえて「核兵器の製造」にまで踏み込んでいることを奇異に感じるのではないのでしょうか。逆説的に言えば、「核兵器の製造に関わることは倫理に反する」ということを示す必要がありますが、これにはいろいろと意見があるところだと思います。

結論として、私は「倫理規定」に「核兵器の製造・開発に携わらない」といった項目を設けることには、反対です。もし、このような項目を設けるなら、一度、「核兵器開発と科学者」というようなテーマで幅広い年代の研究者が膝を交えて忌憚のない意見交換をするべ

きです。意見が2分するようであれば、このような項目は入れるべきでないと思いますし、たとえば、日本国民の総意として核兵器の製造が決定された場合、学会がこれを拒否することが適当なのか、ということも考えておく必要もあります。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.6.19 回答)

まずなぜ核兵器開発に反対するのかについて委員会の意見を説明します。核兵器は基本的に大量殺戮兵器です。それを使用することは、自衛のため相手の戦闘能力を失わせるといふことに止まらず、相手の存在すべてを抹消することになります。このような大量殺戮兵器の使用は倫理にもとるものです。戦争犯罪は憎むべきものです。戦争行為をしている者を止めることは必要なことです。しかし戦争相手国の国民すべてを憎みその存在すべてを認めないことは倫理上許されません。

核兵器の使用が倫理に反することはほぼ全世界の人類の共通理解になっていくものと期待します。しかし現在いくつもの国が核兵器を保有していることも事実です。その事実を正当化するために考えだされたのが核抑止力という考え方です。一つの国を完全に抹殺しうる能力のある兵器の使用を防ぐためには、使用すると報復があるという均衡状態が好ましいというものです。しかしこれは核兵器保有の正当化のための欺瞞です。核兵器開発が進めば、より優位な兵器を持つ国は、相手が核兵器保有国であろうと、自国にはほとんど被害を受けずに相手国に致命的被害を与えることが可能になってしまいます。そもそも恐怖の平衡などという状態が人類にとって幸せなものであるわけがありません。

核兵器の開発は平時においても好ましいものではありません。わずかであっても核兵器の暴発という大きな被害につながる危険を抱えることになります。軍事目的という理由で安全が軽視され、開発に携わるものや周囲の住民に被害が出ることも考えられます。得られるメリットに比べデメリットが大きすぎるのです。

以上の点から、日本原子力学会員は核兵器開発へ関与しないことを、自らの尊厳と名誉に基づき宣言すべきであると考えます。なお、委員会での議論では核兵器開発への関与を認めるという方向の意見はまったくありませんでした。したがってこの条項は全会員に無理なく受け入れられるものと考えておりました。問題提起いただいたことには感謝しますが、その上でなお、この条項を倫理規程に入れることを提案いたします。

現在、我が国では原子力開発は平和利用に限る原子力基本法で定められており、核兵器開発を行うことは法律違反となります。しかし核兵器開発をしない理由を原子力基本法に求めるのであるなら、法律が改正されると核兵器開発しても良いという論理になります。倫理規程とは「法律に決められている」という理由ではなく、「倫理的に正しい」という理由でものごとを判断し、制定するものです。委員会はこの条項を採用した理由を法律には求めません。法律が禁止しているため、我が国では核兵器開発の是非を倫理的観点から問うことがあまり行われていないのかもしれないかもしれません。そうだとすると危険なことで、法律が改正されると核兵器開発は倫理的にも正しいという誤解が生じかねません。法律の改正など当面考えられない今は、冷静に核兵器開発の倫理上の問題を議論する良い時期といえます。

核兵器開発と科学者というようなテーマで忌憚のない意見交換をする機会を持つことに賛成いたします。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

井上洋一様から頂いたご意見

会員は、「原子力の平和利用に徹し」て、その延長線上において「人類の直面する諸課題の解決に努める。」と解釈するものと考えられますが、人類の直面する諸課題とは、国家間の争いはもとより経済問題、環境問題、人権問題、犯罪問題などあらゆるものが含まれるのではないのでしょうか。どのような視点で「人類の諸課題」を考えるべきなのか難しく思われます。たとえば、あまり練れた表現ではありませんが

例) ...平和利用に徹し、その活動により人類の幸福が高まるよう行動する。等

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ここで考えている「人類の諸課題」とは、行動の手引1 - 3 .(現在は1 - 5)で解説しているように「経済の持続的発展」「エネルギーの安定供給」「環境の保全」の同時達成という課題です。短い憲章の条文だけでこれを表すことは難しいため、行動の手引を充実させようとしています。また今後は用語解説も充実させていきたいと考えています。ご提案いただいた条文案ですが、それを採用したとしても「どのようにすれば人類の幸福が高まるのか」についての解説は必要になると思います。

西村慶人様から頂いたご意見

憲章1「会員は、原子力の平和利用に徹し」について

倫理規程は、「不磨の大典」ではないでしょう。社会情勢の変動等により見直しを迫られることもあると思います。しかしながら、この部分だけは、永久に変わらないものと考えてよいですか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

倫理委員会としては永久に変わらないと考えています。なお、個人的意見になりますが、これが見直されるようなときには原子力学会自体が分裂・崩壊することすら起きるのではないかと思います。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

「人類の直面する諸課題の解決に努める。」について

憲章の一番はじめにくる文章としては、1 - 1の表現をいかして、「会員は、原子力の平和利用に徹し、専門とする技術が人類に恩恵をもたらすとともに災禍を招く可能性があるこ

とを認識し、人類の福祉に貢献するよう行動する。」とする方が適当と考えます。

「諸課題の解決に努める」という表現は、使命感の強さが前面に出て、「災禍を招く可能性」を忘れていてのではないかと心配が生じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

憲章の条文は特に簡潔であることが必要となります。この条文は会員に使命感を持つよう促すもので、それが前面に出ています。

災禍を招く可能性については、憲章1条では「平和利用に徹する」ことを強調しており、会員に注意を促しており、さらに行動の手引1 - 3を加えることにより、非平和利用による災禍について、会員が意識することを強く促しています。平和利用による災禍については、安全の問題が大きく拘わることから、憲章2条（行動の手引2 - ）以降でさらなる理解を求めています。

行動の手引1 - 1 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

「・・・したがって、会員は専門とする技術が<の適切な利用方法を欠けば> その大小はともあれ災禍を招く可能性<ある> リスク（危険性）が常に存在する<ことを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動しなければならない。>とする。

理由：この倫理規定が対外的にもオープンであるなら、「うまく使わなければ危険」（うまく使えば宝物）のニュアンスをいれたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

前文のところで述べたのと同じ理由（災害が起こりうることを会員が忘れないために、あえて「可能性」という表現を選んでおります。）原文のままとさせていただきます。

武田邦彦様から頂いたご意見

<原子力利用の基本方針>のところですが、「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき」というところは「会員は、本倫理規定を遵守し」とするのはどうでしょうか？ また「人類の快適な生活の確保のためには、適正は経済成長と・・・」のくだりで、「人類の快適な生活の確保のために」「エネルギーの安定供給」は原子力学会の会員にとって納得できるかも知れませんが、「経済成長」を認めるかは異論があるのではないのでしょうか？もちろん、経済成長を正しいこととする意見が主流であるとは思いますが。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき」という表現を選んだのは、平和利用に徹するのは原子力基本法が禁止しているからという受身の理由によるものでなく、自らの意志による

ものだということを明確に表したいためです。また倫理規定自身の中に「倫理規定の遵守」の必要を強調することについては不要と判断しました。

また、適正な経済成長については、成長という言葉は単なる量的な経済成長のみを謳うきらいがありますので、持続的発展という言葉とし、より包括的な最近の概念を含めました。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

行動指針についてはあまりにも多くの事柄が盛り込まれているような感じがします。しかも項目が多いため説明が中途半端になっているようですので、事例集的な書物を発行する事にしたらどうでしょうか？

行動指針の中身も多少見方を変えると矛盾を感じさせる部分もあります。その一例は1 - 1の「人類の福祉」と憲章の1, の「平和」、2の「公衆の安心感」は同じ物か違うものか判別できません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「平和」は「人類の福祉」の前提条件かもしれませんが、「人類の福祉」は「平和」だけで達成できるものではありません。「公衆の安心感」は「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」もので、関係ないとはいえませんが「人類の福祉」や「平和」とは別物です。文章が十分練れていなくて申し訳ありませんが、言葉の選択には注意を払ったつもりであります。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

澤田隆様から頂いたご意見

「医療」は手元の国語辞典の類では「治療」だけで「診察・診断」が含まれていないようであるが、放射線の利用は「治療」だけでなく「診察・診断」でも重要と考える。この観点で、専門用語として「医療」が適切か否か検討戴きたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

国語辞典の記載が「病気を治すこと」となっている場合があるにせよ、治すためには診察・診断は不可欠な行為ですし、それも治療に含まれるというのが常識的な解釈であると倫理委員会としては考えます。なお、医療が診察・診断も含むと解釈している例としては、新明解国語辞典やウィキペディア(Wikipedia)の記載があります。ご参考までにお知らせいたします。

行動の手引1 - 2 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

岡部茂様から頂いたご意見

「核兵器の研究、開発、製造、取得、利用に一切参加してはならない」。では新知識の枯渇を生じる恐れが無いのか？ 会員を脱退すれば良いのか？

（日本物理学会の総会決議三「内外を問わず、一切の軍隊からの援助、協力関係を持たない」は現在、必ずしも好評では無い

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

基礎研究の場合、核兵器と平和利用との間の線引きが難しいことは事実です。その線引きまでは倫理規定に盛り込めませんので、会員自身で行う必要があります。この条文は、核兵器開発に明らかにつながる仕事には従事しないことを要求するものです。それによって新知識の枯渇を生じる恐れはないと考えます。なお、我が国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。

また、外国人は原子力基本法を守る必要はありませんが、日本原子力学会に入会するなら本倫理規定を遵守する義務を生じます。核兵器保有国において核兵器開発に携わっている外国人は、自らの尊厳と名誉に基づきそれをやめない限り入会できません。これはたとえ新知識の枯渇につながろうとも会員は平和利用に徹する決意の表明です。将来、万一原子力基本法が改悪され、我が国が法的には核兵器開発を認めるような事態に陥ろうとも、会員は平和利用に徹することを要求しているのが本条文であり、重い規定であることを会員は理解しなければならないと思います。

北岡茂男様から頂いたご意見

< 平和利用への限定 > に関して

又、間接的支援などそれらを助長するものであってはならない。

との文言を、同案 1 - 2 . の末尾に加える。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加してはならない。」の「参加」の意味ですが、倫理規定制定委員会としては「間接的支援などそれらを助長するもの」も含むと解釈しております。これを書き加えると、今度は「間接的支援」とは何かという次の疑問を生じます。長く書けば書くほど、言葉の定義が必要となります。今後のこととなりますが、当委員会としてはこの倫理規定をより有効なものとしていくため、倫理規定の定常的見直しを含め、学会としての議論が継続するような仕組みを提案していきたいと考えています。したがって当面は原文のままとし、会員が自分の言葉に置き換える際にご趣旨のよう理解することとしたいと存じます。

斉藤了文様から頂いたご意見

外国のエンジニアの理解（確認）

1 - 2で原子力の平和利用が言われている。例えば、アメリカのエンジニアで、原爆の信頼性を高める研究をしている人は、この倫理規定からすると、倫理にもとるエンジニアとみなせることになる。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

原爆の開発は即刻停止すべきという立場で書いてありますので、当然そのようなエンジニアは倫理にもとると考えます。

古川和男様から頂いたご意見

核兵器の研究に関係ない仕事があるか？ないと誰がどうして「証明」するのか？そんな事は本人次第？研究はしなければならないのでは？

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

核兵器の研究に関連して：核兵器の開発、製造、取得、利用に一切参加してはならないと明示しております。本規定は会員が核兵器開発に関する直接の行為者となってはならないと、行為者の倫理を示すものです。会員が行った研究等が第三者によっても核兵器技術に転用されるとすると、その第三者の倫理が問われることではありますが、第三者が会員でないとすると本学会倫理規定が何ら効力も持たないことになることも、残念ではありますがやむをえません。

古川和男様から頂いたご意見 (再度)

前回質問の関係では、『 利用促進の直接の行為者となってはならない。』と明記してほしい。研究調査しておかねば、「完全核兵器廃絶」は成功しない。また、兵器用核物質処分の研究はしなければならない、少なくとも。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.6.19 回答)

「1 - 2 .原子力の利用目的は平和利用に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。」に対し、核兵器核物質の処分の研究をすることができなくなるというご指摘だと思います。核兵器解体核物質の利用は、核兵器の利用とは異なると解釈することが常識的と存じます。1 - 2の表現で特に大きな問題はないと考えております。

匿名希望A様から頂いたご意見 1

原子力の平和利用で対置されるのが核兵器では狭すぎるのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

確かにそうかも知れませんが、非平和利用すべてを列挙して言い尽くすのは兵器論になって難しいので、ここでは、典型的ならびに象徴的なものとして核兵器を挙げているということでご了解して頂きたいと存じます。

匿名希望A様から頂いたご意見 2

原子力の平和利用で純粋科学研究と軍事研究の境目は曖昧ではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

純粋科学研究の場合、軍事研究と平和利用との間の線引きが難しいことは事実です。その線引きまでは倫理規定に盛り込めませんので、会員自身で行う必要があります。行動指針 1 - 2 は、核兵器開発に明らかにつながる仕事には従事しない事を要求するものです。なお、わが国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の研究、開発および利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。

行動の手引 1 - 3 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

吉岡直樹様から頂いたご意見

憲章（又は行動の手引き）の一項目として、核兵器廃絶への不断の努力（核兵器開発への反対の意思表示を含む）を掲げるべきだと考えます。先哲の言葉に「如かず彼の万祈を修せんよりはこの一凶を禁ぜんには」とありますが、平和利用と核兵器廃絶は表裏一体です。核兵器廃絶へ努力する心、戦う心が平和利用を促すことになると考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘の点、大切なことだと存じます。そこで「核兵器廃絶へ向け不断の努力を払う。」のような条文を追加することも検討しました。しかし普段の業務内容から核兵器廃絶へ向けての具体的な行動を起こすというのは、実際問題として困難と考えられます。そこまで要求するのは倫理規程の範囲を越えるのではないかという意見があり、今回は見送ることとしました。倫理規程としてこのような内容をどこまで盛り込むべきかについては委員会でも意見が分かれており、今後さらに検討していきたいと存じます。なお、新たな核兵器製造を防ぐための核拡散防止の注意は、日本原子力学会会員の義務だと考えられます。そこで<核拡散への注意> 1 - 3 . として次のような条文を加えることを考えております。

会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、自らの行動が結果として核拡散に寄与することがないように最大限の注意を払う。

行動の手引 1 - 5 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

北岡逸人様から頂いたご意見

私の意見の追加ですが、<諸課題解決への努力> についてです。

文案にある「適正な経済成長」という部分ですが、環境経済学という新分野がありますが、成長と発展を区別し、これから日本などで必要なのは経済発展であるとの意見を聞きます。

人間で言えば、成長は大人までの間で、体重や身長が増えます。経済で言えば GNP などの右肩上がりです。しかしいつまでも体重や身長が増加しないように、経済も成長のない発展があり、それが望ましいとの考えです。

例として、原子力事故が生じ、被害救済に資金が投入されても経済的には成長しうる、という事です。しかし、「人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全」にはマイナスです。

ここで、案にもあります、持続的「発展」という文言にご注目を！「成長」ではないのです。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたもののようです。ということで、案の「適正な経済成長」という部分を「経済の持続的発展」と変えて頂きたいご意見致します。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「適正な経済成長」には量的のみならず、質的な意味も含めて「適正な」、との形容詞を付しましたが、ご指摘のような誤解のないように、成長と発展を明確に区別して、「経済の持続的発展」とした方が良いと思われまますので修正いたします。

宅間正夫様から頂いたご意見

「<地球上のあらゆる生命の共存と共に>人類の快適な生活の確保のためには、適正な経済成長とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積み重ねなければならない。」とする。

理由：「人類の生活」ばかりを言うのは人間主体の西欧科学技術への現在の反省の風潮にはそぐわない。人間も動物も植物も含むすべての共存をまずは掲げておくほうがよいのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

屁理屈かもしれませんが、害虫や病原菌も「あらゆる生命」には含まれます。ご提案の修正では、害虫や病原菌との共存は可能なのかという問題を提起します。もちろん他の生物との共存なくしては人類の将来もないと考え、これについては前文でも触れています。他の生物との共存は「環境の保全」に含まれると解釈しておりますので、原文のままとさせていただきます。

殿岡衛様から頂いたご意見

前文の「持続的発展」という表現、行動指針 1 - 3（現在は 1 - 5）における「経済の持続的発展」の持つ「発展」の具体的な意味合いはどのようなものでしょうか。

これらの表現にはなんとなく「人口」や「生産活動」が増加していくという印象が与えられているように感じますが、そうであれば、人類又は経済が発展することを絶対的な善と捉えてよいのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

当初は「経済の持続的発展」と同じ意味で「適正な経済成長」という表現も行動指針（現・行動の手引き）では使っておりました。北岡逸人殿のご指摘で「経済の持続的発展」に統一したという経緯もあります。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたものだそうで、「発展」とは「成長」のように大きくなることだけを意味するものではありません。人類または経済が質的により良いものになっていくことは善だと考えます。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

井上洋一様から頂いたご意見

諸課題解決への努力の条項内で、「...快適な生活の確保...」と記載されていますが、快適な生活の捉え方が、人によっては様々に考えられると思います。憲章内条項の「人類の諸課題」からの線上で考えるならば、「快適な生活」は、あまりにもレベルが違いすぎるのではないのでしょうか。

我々が、「快適な生活」を考える時必ずしも共通しておらず、文明の利器を多用しエネルギーを多用するのが快適か、はたまた文明の利器を否定し、恵まれた自然環境の中で自然と共に争いなく生活するのが快適なのか、個々人の欲求の置き所により変わってくるのではないかと思われます。このような快適な生活の確保が人類の課題と考えるのはやや小さいように感じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

委員会で議論させていただきました。「快適な生活の確保」は先進国では反省すべき点もあるものの、途上国ではこれこそが重要課題であり、落とすべきではないという意見が圧倒的多数でした。「人類の生存の質の向上」は人類としての尊厳すら喪われつつある悲惨な地域に注目した表現、「快適な生活」は文明化された社会におけるクオリティ・オブ・ライフの追求を意味した表現であり、この2つは対であるという理解をしております。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

「人類の生存の質の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが」について以前「我々が、「快適な生活」を考える時必ずしも共通しておらず、文明の利器を多用しエネルギーを多用するのが快適か、はたまた文明の利器を否定し、恵まれた自然環境の中で自然と共に争いなく生活するのが快適なのか、個々人の欲求の置き所により変わってくるのではないかと思われます。」という指摘があり、「「快適な生活の確保」は先進国では反省

すべき点もあるものの、途上国ではこれこそが重要課題であり、落とすべきではないという意見が圧倒的多数でした。」との回答でした。(原子力学会HPから抜粋)

社会(一般の人)は、技術者に対して、「先進国では反省すべき点もある」という部分を、深く考察することを、求めていると思います。技術者の考える「快適」をそのまま社会に持ち込むのではなく、「快適」の内容について社会と対話して欲しいと思っています。また、「快適」の裏側にあるものにも目をつぶらずに、そこをも視野に入れた上で技術を選択したいと、一般の人(社会)は、考えていると思います。原子力発電については、日本でもいろいろな問題点が指摘されています。その問題点を残したまま「途上国」に輸出してしまうことの倫理的な意味をよく考えるべきだと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.11.29回答)

適切にご指摘だと存じます。快適な生活を求め過ぎることが問題であることは倫理委員会委員一同よく認識しております。ただし、どのような形で条文に盛り込むべきか、まだ十分な検討ができておりません。今後、さらに社会一般の方がどのように考えていらっしゃるのか、あるいはその中で専門家に何が求められており、何をすべきなのかを、検討致したいと思います。よって、この部分につきましては、次回の改訂でしっかり検討することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2007.8.21再回答)

ご指摘、ありがとうございます。いろいろと検討させていただきました。結論としては行動の手引1-4.(現在は1-5)から「快適な生活の確保」を削除することとしました。これは「人類の生存の質の向上」という表現で包含されております。「快適な生活の確保」と書くなら、その内容を十分議論すべきなのは当然です。そのイメージが現時点では絞りきれないことを認識し、当面このような対応とした次第です。「快適」の裏側にあるものにも目をつぶらないことについては、他の条文で十分記述しております。行動の手引5-1.~5-7.などです。そのようにご理解くださいますようお願いいたします。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

志賀松邦敏様から頂いたご意見

倫理規程で違和感があるのは、指摘をうけていたように「快適な」生活です。快適よりも、心身とも豊かな生活、あるいは「幸福」という感じなのですが…。「快適な」は私の語感ではちょっと違うかなと。土木学会は「良質な生活空間」となっており、現在の規程では「人類の生存の質の向上」が、この「快適な」の前に書いてあるので、快適な生活の部分はカットしてもいいのではないのだろうか？ 本当に必要なのでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解(2007.8.21回答)

この点につきましては倫理委員会でも多数の賛成があり、行動の手引 1 - 4 . (現在は 1 - 5) の「快適な生活の確保」は削除することといたしました。 1 - 4 . (現在は 1 - 5) はその結果、次のように修正することといたしました。

人類の生存の質の向上のためには、経済の持続的发展とエネルギーの安定供給，環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが，それに至る道筋は容易ではない。これに資するため，会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう，不断の努力を積む。

なお倫理委員会内部では、「快適な」を「良質な」など表現を工夫して残すという提案もありましたが、賛成は得られなかったことを申し添えます。